

令和7年度壮瞥町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」（以下「障がい者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の町長部局の他、全ての部局等が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労支援施設は、以下の施設等のうち、本町内に所在地又は住所地を有するものとする。

（1）障害者総合支援法に基づく施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護の各事業を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法施行令に基づく障害者を多数雇用している事業所等

- ア 障害者雇用促進法に基づき、公共職業安定所長から認定を受けている特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（次の全ての要件を満たすもの）
 - ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者、及び精神障害者の割合が30%以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達を推進する物品等の種類

調達する物品等の種類は、特に分野を限定することなく、食料品、庁用品、その他軽作業など幅広い分野において、物品等の調達に努めるものとする。

5 物品等の調達目標

町は、町全体での障害者就労施設等からの物品等の調達実績額が前年度の実績額を上回ることを目標とする。

令和6年度物品等調達実績

物品等	食料品・小物雑貨等	13,218円
-----	-----------	---------

6 調達の実施

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 調達に当たっては、他役務提供団体や地元商店に十分配慮しながら進める。

7 調達実績の公表

町は、年度終了後、この方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績をとりまとめ、その概要を町のホームページに掲載する等の方法により公表する。

【壮瞥町内における優先調達の対象となる障がい者就労施設及び調達可能物品等】

町内の対象施設等

事業所区分	事業所名	住 所	電話
就労継続支援事業所	たつかーむ	壮瞥町字立香92-9	66-3345
就労継続支援事業所	さらら壮瞥	壮瞥町字滝之町439	66-3079
就労継続支援事業所	ふれんず	壮瞥町字壮瞥温泉73-31	75-3145
就労継続支援事業所	自然農業社	壮瞥町字立香92	66-2141
地域活動支援センター	ノンノ	壮瞥町字滝之町242-19	66-2588

町内障がい者施設等からの調達可能物品等

物 品	食 料 品	たつかーむ 卵・加工品（無添加みそ、冷凍ソーセージ・カレー）
		さらら壮瞥 農産物・加工品（乾燥野菜・果物、ジャム）
		ふれんず 加工品（ポップコーン、乾燥野菜）
		自然農業社 農作物・加工品（切干大根、乾燥野菜）
	小物雑貨	ノンノ さき織製品、みつろうそく、ろうそく立て、 ハーブソルト 木工品（ペン立て、カード立て、、ダーニングマッッシュルーム）、ポチ袋